

第 5789 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 9月 5日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入特例

Q：中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が一部改正になったのですが、どの様になったのですか？

A：常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定されました。

【解説】

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例とは、中小企業者が平成18年4月1日までの間に、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、その取得した事業年度において、取得価額の全額(年間300万円が限度)が損金の額に算入できるという制度です。制度の対象となる中小企業者等について、平成28年度の税制改正で、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限定されました。

1,000人以下の期間と1,000人を超える期間とがある場合は、1,000人以下の期間に取得した減価償却資産は適用が受けられ、1,000人を超える期間に取得したものは適用を受けられないのですが、従業員基準については、事務負担を考慮して、事業年度終了の日の現況によって判断することが認められています。

また、常時使用する従業員とは、雇用形態が常用であると日雇いであることを問わず、常時就労している職員、工員等(役員を除く)の総数により判定することとされています。

